

平成23年5月20日

民主党長野県総支部連合会

代表代行 羽田 雄一郎 様

国の施策に関する

要 望 書

長野県市長会

日頃、地方自治の推進、地域振興に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、真の地方自治の確立を進める上で行財政等多くの課題が山積する中、長野県市長会では、4月8日開催の第128回総会において各市から提案された別紙事項について、関係機関へ提案・要望することを満場一致で決定いたしました。

つきましては、これら提案・要望事項の実現に向け、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国に対する事項につきましては、北信越市長会総会において審議し、全国市長会議を通じ、国に要望することとなっておりますので、御理解のうえ御支援を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

平成23年5月20日

民主党長野県総支部連合会

代表代行 羽田 雄一郎 様

長野県市長会会長

上田市長 母 袋 創 一

国に対する提案・要望事項目次

外国資本による森林買収の規制について……………	1
公立保育所の施設整備に対する補助制度の創設について……………	2
固定資産税の再評価に関する国の統一的な評価基準の明示と公平な把握に係る法整備について……………	3
公的年金等からの個人住民税特別徴収制度の改善について……………	4
国民健康保険資格喪失後の受診に係る返納金の保険者間調整について……………	5
市町村に超過負担が生じない国民年金事務費交付基準の見直しについて……………	6
市町村長と登記所との間における通知の電子データ化の推進について……………	7
日本年金機構年金事務所における市町村からの照会に適切な対応ができる体制づくりについて……………	8

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の期間延長について.....	9
病院の施設整備費に対する国の財政支援の堅持、拡充と県の財政支援について.....	10
森林環境保全直接支援事業補助金対象施業「原則搬出」の撤廃について.....	11
公共建築物等における木材利用に関する予算の拡充について.....	12
子ども・子育て新システムについて.....	13
発達障害児支援事業に対する国の支援について.....	14

外国資本による森林買収の規制について

市民生活にとって重要な「地下水や湧き水」といった水資源を涵養する森林が、自国の営利を優先する外国資本により買収され、何らかの開発行為等が行われた場合、飲み水などの汚染や環境破壊など、市民生活に多大な影響を及ぼすことが想定されるが、現行法ではこれらの行為を規制することが困難である。また、外国資本の土地取得に対して現行法では規制できない。

外国資本による森林買収が全国的な動向として見受けられる中であって、その目的が不透明であり、森林資源や地下水、或いは湧き水などへの悪影響が危惧されることから、国において、外国資本による森林買収等について、環境保全の視点から法による規制等の対策を検討すること。

公立保育所の施設整備に対する補助制度の創設について

公立保育所の施設整備については、平成 17 年度の「三位一体の改革」により一般財源化され、起債は認められているものの補助制度としては廃止されている。主となる特定財源が少なく、一時的に大きな財政負担を強いられることから、公立保育所の施設整備（耐震補強に合わせた大規模改修工事等を含む。）が進まない要因にもなっている。

3月11日に発生した東日本大震災のような想像を超える大災害への対応など、公立保育所の現状を踏まえた早期の対応が必要である。児童の安心安全を確保するため、公立保育所の耐震補強に合わせた大規模改修等を行う自治体への財政支援制度を創設するよう要望する。

固定資産税の再評価に関する国の統一的な評価基準の明示と 公平な把握に係る法整備について

地方税法第349条第2項第1号における「改築」家屋の定義については、その把握の困難さに起因し、総務省では「統一的な判断基準はなく、それぞれの自治体が判断すべきもの」と、国において「改築」家屋の定義が明確に示されておらず、自治体に裁量権を委ねていることから、各自治体において評価基準が異なり、公平で適正な課税を実施する上で課題となっている。

国において再評価に必要な「改築」家屋に関する統一的な評価基準を早期に明示すること。また、再評価の基準に合致する改築工事等に係る申請義務を施工業者に課すなど、所要の法整備を行うこと。

公的年金等からの個人住民税特別徴収制度の改善について

公的年金等からの個人住民税の特別徴収制度は、公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収事務の効率化を図るとの観点から、平成21年10月から導入されたが、税額変更の場合などは、特別徴収を停止することにより、普通徴収に切り替えて徴収するよう規定されているため、納税の利便が図られなくなるとともに、納税方法がその都度変更されることとなり、納税者の理解を困難なものにしており、事務負担を増加させることもあるため、一律な制度運用ではなく、納税者本人の意思に基づく口座振替との選択制も含め、各自治体において柔軟な運用が可能となるよう制度の改善を行うこと。

国民健康保険資格喪失後の受診に係る返納金の保険者間調整 について

保険制度において、民法第 703 条の規定により、損失を受けている保険者が利得者に対して利得の返還請求が認められていることから、他の保険者に対して直接請求できないこととなっている。国民皆保険であることから、各保険者間で調整を図ることにより保険者における事務の簡略化及び被保険者の負担軽減を実現するため、国民健康保険資格喪失後の受診に係る返納金について、受診者（元被保険者）を介さず、保険者間で調整できるよう改善すること。

市町村に超過負担が生じない国民年金事務費交付基準の見直しについて

公的年金制度は国が実施主体であるが、法定受託事務として市町村が行う国民年金業務に要した費用は、国民年金事務費交付金として国が交付することとなっているが、その算定にあたっては、市町村の年間平均被保険者数を基準に一定係数を乗じた額が交付限度額となっているため、市町村が現に支出した交付対象経費が全額交付されていない。国民年金事務費交付金の交付に当たり、市町村において超過負担が生じているため国民年金事務費交付基準を見直し、実績額を踏まえた適正額を遅延なく交付するよう改善すること。

市町村長と登記所との間における通知の電子データ化の推進 について

行政文書等の電子化の進展や行政事務の効率化の観点から、平成18年3月31日付総税固第23号にて市町村と登記所との間における通知の電子媒体による実施について通知されているところであるが、電子媒体で実施している市町村は、全国的にもまだ数えるほどでしかない。紙ベースで通知された内容を、課税台帳に記載・訂正又は記録に要している年間の異動入力作業は大きなウエイトを占めている。

より一層の事務の効率化を図るために、固定資産税システムに容易に取り込み可能な電子データでの通知となるように、関係法規等の整備及び推進のための環境整備を進めること。

日本年金機構年金事務所における市町村からの照会に適切な対応ができる体制づくりについて

平成22年1月、社会保険庁が廃止となり日本年金機構が創設され、国が財政・管理運営責任を負い、一連の業務運営を機構に委任・委託することとなった。

市町村は、将来の年金受給権の確保及び被保険者・受給対象者へのきめ細やかな対応のため、年金記録を管理する機構に随時、個々の記録を照会し、指導を仰ぎながら適切な対応を行うことが必要であるが、その照会先である機構の年金事務所からの迅速な照会対応、指導が受けられず、市民サービスの後退を招いている。

日本年金機構年金事務所に専任職員を適正配置するなど、市町村からの照会に対して、迅速かつ適切、十分な対応ができる体制に改めること。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の期間延長について

平成22年11月に国の補正予算で実施が決まった子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を受けて、協力医療機関との調整や対象市民への周知などを行っているが、体制が不十分なうえに助成期間が1年3か月と短いため、本年該当年齢の全ての接種希望者の要望に応えることが難しくなっている。

平成22年度から接種費用の公費負担をしている子宮頸がん等ワクチンの接種を促進するため、接種対象年齢の児童・生徒・乳幼児の接種希望者への助成期間を延長し、接種しやすい環境を整えること。

病院の施設整備費に対する国の財政支援の堅持、拡充と県の財政支援について

民間の病院でも地域の中核的な病院であれば、地域医療を守り、住民の安全安心を確保すべく、その改築等には、国庫、県費の補助とは別に、近隣関係市町村が施設整備費の財政支援を行う例が多いが、大規模な改築等には多額な費用がかかり、自治体の大きな負担となっている。

地域の中核となる病院の多くは、施設の老朽化、耐震化の対応等により大規模な改築や移転新築の必要性に迫られているが、国の施設整備に関する基準単価が実態より低いのが現状である。地域医療を守り地域住民の安全安心を確保する観点から、国の財政支援を堅持、拡充すること。

森林環境保全直接支援事業補助金対象施業「原則搬出」の撤廃について

国は、平成22年度「森林環境保全直接支援事業」の切捨間伐については、補助対象施業としていたが、平成23年度の間伐事業については、木材を搬出しなければ補助対象としない方針としている。

林道及び作業路網密度が低く、傾斜地が多い山間地においては、搬出間伐は費用が嵩み困難である。急傾斜地が多い山間地の森林整備を進めるため、山間地等で搬出が困難な地域について、切捨間伐についても補助対象とすること。

公共建築物等における木材利用に関する予算の拡充について

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が、平成22年5月26日に公布され、低層の公共建築物については、原則として全て木造及び木質化を図るとした方針が示された。木造及び木質化の公共建築物の推進は、林業・林材産業の活性化や森林保全など、様々な波及効果が期待できる。

保育所など公共建築物等における木材の利用促進を図るため、木材利用に関する予算を拡充すること。

子ども・子育て新システムについて

国において昨年6月に決定された「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」は、事業ごとに所管や制度、財源が分かれている「子ども・子育て支援事業」を再編し、幼保一体化を含め、包括的・一元的な制度を構築するというものである。

ライフスタイルの変化や少子化により、市民ニーズが多様化している中、「子ども・子育て支援事業」を、住民に身近な市町村が地域の実情に応じ、地域の裁量で配分できることは、基本的に賛成であるが、具体的な制度設計に向けて、地方の意見を十分に反映させるとともに、実施に当たっては、市町村が行うサービス・給付に対し、財源の裏付けを確実に行うことが必要である。

国では「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ」に「基本制度」、「幼保一体化」及び「こども指針」の各ワーキンググループを設置して制度設計を行っており、平成23年通常国会に法案提出し、平成25年度から実施する予定とされている。

しかし、市町村の自由度を尊重するとしているものの、市町村の積極的な取組を引き出すために、財源の裏付けを含めて国がどういう役割を果たすのか具体的なものが示されていない。

「子ども・子育て新システム」については、実施主体となる市町村の意見を十分に尊重し、国と地方の役割を明確にし、現金給付と現物給付のバランスに配慮した制度とするよう要望する。また、「子ども・子育て包括交付金（仮称）」も事業実施に十分な額を確保し、地方負担が増大しないよう十分な財政措置を行うよう要望する。

発達障害児支援事業に対する国の支援について

増加する発達障害児の支援を早期から実施していくためには、専門スタッフの安定的な確保が不可欠であるが、自治体独自の人材確保は難しい状況にある。

発達障害児支援事業を進める市町村への新規事業として、平成 23 年度から国の「巡回支援専門員整備事業」が開始されるが、各都道府県・政令都市に 1 か所程度の予算計上であり、拠点施設等の整備費用や医療関係職員の人件費や研修費用等、市町村の負担が大きいことから、希望する市町村が利用できるように支援制度を拡充すること。